

田辺市修学奨学生募集要項（新型コロナウイルス感染症による緊急募集）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や離職、売上の減少等により世帯所得が減少し、勉学への意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象に、田辺市修学奨学生（奨学金）を募集します。

2. 奨学金の区分

「無利子貸与」（卒業後6か月経過後10年以内に返還）

3. 奨学金の募集条件等

(1)募集奨学生（奨学金）の種別

○大 学 「4年制以上の大学生」

○短大等 「短大生並びに高等専門学校4・5年生及び専修学校専門課程生」

○高校等 「高校生並びに高等専門学校1～3年生及び専修学校高等課程生」

※通信教育、専攻科、別科、大学院は除きます。

※専修学校とは、学校教育法第124条に規定される学校であり、第134条に規定される各種学校は含まれません。

※専門学校のうち対象となるのは、高等課程と専門課程とします。

※現在、上記の学校に在学する者（進学予定の者は含まない。）を対象とします。

(2)募集条件

①保護者が田辺市に住民登録があること。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)の年間世帯所得(見込)が、田辺市修学奨学生所得基準の基準額以下であること。

③保護者が市税を完納していること。

ただし、令和2年2月以降の納期限に係る滞納分で、市税務課で地方税の徴収の猶予を受けている場合は、この限りではありません。

(3)奨学金貸与月額及び採用人数

○大 学 月額 3万円

(既に入学金準備金を貸与している場合：月額 2万円) 5人程度採用

○短大等 月額 3万円

(既に入学金準備金を貸与している場合：月額 1万5千円) 5人程度採用

○高校等 月額 1万円、 5人程度採用

(選考により予算の範囲内で貸与者を決定しますので、応募者全員に貸与できるとは限りません。)

(4)貸与期間

令和2年4月から9月までの半年間とします。

なお、10月から翌年3月までの分を延長する場合は、9月中に再度所得要件を確認し、決定することになります。

(5)募集期間等

①令和2年5月1日(金)～令和2年5月28日(木)

②選考委員会で選考の上、6月中旬頃に採用者に内定等の通知を行います。

③内定者を対象に、6月下旬頃に面談(生徒と保護者)を行います。

④面接後、速やかに「誓約書」、「借用証書」及び「在学証明書」等を提出していただきます。

※借用証書には連帯保証人2名が必要です。

(連帯保証人は、奨学生の扶養者(親権者)及び別世帯で独立して生計を営む方とします。)

また、連帯保証人となる本人に署名、押印いただくとともに、印鑑証明書の添付が必要です。

(6)貸与時期

初回分は7月22日(水)に振込を予定。

なお、決定後できる限り前倒しで振込できるよう手続を進めたいと考えています。

※2回目以降は、奇数月の25日に振込みます(2ヵ月分)。

(7)提出書類

①田辺市修学奨学生(奨学金)願書(様式1、申請者用)

②急変後の所得を確認できるもの(給与明細や帳簿等)

③市税完納証明書、又は地方税の徴収の猶予等が確認できるもの(保護者分)

※③の証明書は市役所税務課・各連絡所又は、行政局住民福祉課で交付しています。

※本人以外の方が代理で上記③の証明書の交付を申請する場合、委任状が必要です。ご注意ください。ご家族の証明書の交付を申請する場合も委任状が必要です。

(8)提出先

高等学校に在学している方については、上記の提出書類を期日までに在学する学校に提出してください。その際、学校長に奨学金推薦調書等の作成を依頼してください。

また、現在、大学、短大、専修学校専門課程に在学している方については、上記書類に在学証明書及び成績証明書を添付のうえ、直接、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所に提出してください。

なお、この4月に入学した新1年生については、成績証明書の添付は不要です。

4. お問い合わせ等は、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所へ

教育委員会教育総務課 電話 0739-26-9941

龍神教育事務所 電話 0739-78-0301

中辺路教育事務所 電話 0739-64-0504

大塔教育事務所 電話 0739-48-0212

本宮教育事務所 電話 0735-42-1164

田辺市修学奨学生所得基準表

世帯人員	基準額 (世帯所得合計額)
1人	173万円
2人	267万円
3人	363万円
4人	452万円
5人	538万円
6人	624万円
7人	711万円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに87万円を世帯人員7人の基準額に加算する。